



目 次	
高知県教育委員会規則	ページ
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	1
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	2
◎県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	4
高知県教育委員会訓令	
◎県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	4
◎高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令	4
高知県監査委員訓令	
◎高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	4
高知県人事委員会規則	
◎高知県教育長の営利企業等の従事制限に係る地位を定める規則	4
◎営利企業等の従事制限の基準に関する規則の一部を改正する規則	4
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	4
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	5
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	5
◎人事記録に関する規則の一部を改正する規則	5
◎高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	6
◎高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則	6
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	6

教 育 委 員 会 規 則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第4号
 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置
 に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立大方高等学校の項を次のように改める。

高知県立大方高等学校	本校	全日制の課程	普通科
		定時制の課程	普通科
		通信制の課程	普通科

本則の表備考4を同表備考7とし、同備考の前に次のように加える。

5 高知県立高岡高等学校の全日制の課程の普通科

6 高知県立大方高等学校の全日制の課程の普通科

本則の表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 高知県立城山高等学校の全日制の課程の普通科

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成29年3月31日に高知県立城山高等学校の全日制の課程の普通科及び高知県立高岡高等学校の全日制の課程の普通科に在学する者に係る課程は、当該在学する者がそれぞれ高知県立城山高等学校の全日制の課程の普通科及び高知県立高岡高等学校の全日制の課程の普通科に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月29日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第5号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の室戸市の項を次のように改める。

室戸市	中川内小学校 中川内中学校	昭和34年4月1日 〃
-----	------------------	----------------

別表第1の1級の宿毛市の項を削り、同表の1級の土佐清水市の項を次のように改める。

土佐清水市	布小学校 窪津小学校 足摺岬小学校 貝ノ川小学校 布中学校 下川口中学校 貝ノ川中学校	昭和34年4月1日 平成28年4月1日 平成2年1月1日 昭和34年4月1日 〃 昭和47年5月1日 昭和34年4月1日
-------	---	--

別表第1の1級の安芸郡の東洋町の項を次のように改める。

東洋町	甲浦小学校 甲浦中学校 野根中学校	平成2年1月1日 〃 〃
-----	-------------------------	--------------------

別表第1の1級の高岡郡の越知町の項を削り、同表の1級の高岡郡の津野町の項及び1級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

津野町	精華小学校 中央小学校 東津野中学校 葉山中学校 津野町立東津野学校給食センター	平成28年4月1日 平成17年2月1日 〃 平成28年4月1日 平成17年2月1日
四万十町	米奥小学校 若井川小学校 家地川小学校 大奈路小学校 北ノ川小学校 十川小学校	平成22年4月1日 平成18年3月20日 〃 〃 〃 〃

昭和小学校
北ノ川中学校
十川中学校
昭和中学校
四万十町立十和学校給食センター

平成22年4月1日
平成18年3月20日
〃
平成22年4月1日
〃

別表第1の2級の項中

「

安芸市	上尾川小学校 上尾川中学校	昭和34年4月1日 〃
-----	------------------	----------------

」

を「

室戸市	佐喜浜小学校 佐喜浜中学校 室戸市東部学校給食センター	平成28年4月1日 〃 〃
安芸市	上尾川小学校 上尾川中学校	昭和34年4月1日 〃
土佐清水市	下川口小学校	平成28年4月1日

」

に、

「

土佐郡	大川村	大川小学校 大川中学校	平成22年4月1日 〃
吾川郡	いの町	本川小学校 長沢小学校 中追小学校 上東小学校 本川中学校 中追中学校	平成16年10月1日 〃 〃 〃 〃 〃

」

を「

安芸郡	東洋町	野根小学校	平成28年4月1日
土佐郡	大川村	大川小学校 大川中学校	平成22年4月1日 〃
吾川郡	いの町	本川小学校 長沢小学校 中追小学校 上東小学校	平成16年10月1日 〃 〃 〃

		本川中学校 中追中学校	〃 〃
高岡郡	四万十町	興津小学校 興津中学校	平成28年4月1日 〃

に改め、同表中

4級	宿毛市	沖の島小学校 沖の島中学校 宿毛市立沖の島学校給食センター	平成16年4月1日 〃 〃
----	-----	-------------------------------------	---------------------

を

4級	宿毛市	沖の島中学校	平成16年4月1日
5級	宿毛市	沖の島小学校 宿毛市立沖の島学校給食センター	平成28年4月1日 〃

に改める。

別表第2の宿毛市の項及び土佐清水市の項を次のように改める。

宿毛市	橋上中学校	平成28年4月1日
土佐清水市	中浜小学校 益野小学校 三崎小学校	平成28年4月1日 平成8年1月1日 平成2年1月1日

別表第2の吾川郡のいの町の項を次のように改める。

吾川郡	いの町	吾北小学校 三瀬中学校 いの町立吾北給食センター	平成23年4月1日 平成16年10月1日 平成28年4月1日
-----	-----	--------------------------------	--------------------------------------

別表第2の高岡郡の津野町の項及び幡多郡の三原村の項を削る。

別表第3中

土佐清水市	中浜小学校	平成22年4月1日
四万十市	西ヶ方小学校 西土佐小学校 西土佐中学校	平成22年4月1日 平成24年4月1日 平成22年4月1日

を

--	--	--	--

宿毛市	橋上小学校	平成28年4月1日
土佐清水市	下ノ加江小学校	平成28年4月1日
四万十市	西ヶ方小学校	平成22年4月1日

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第6号

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成17年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第46条」を「第44条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局

県 立 学 校

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

県立学校職員服務規程（平成4年12月高知県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「（営利企業への従事等の許可）」に改め、同条中「営利企業等に従しよう」とを「営利企業への従事等しよう」とに、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

別記第8号様式中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に、「営利企業等の業務に従事したい」を「営利企業への従事等をしたい」に、「従事する」を「従事等をする」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正

する訓令

高知県立学校職員の人事評価に関する規程（平成17年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第40条」を「第23条の2」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第1号

監査委員事務局

高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

高知県代表監査委員 田中 克典

高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局事務決裁規程（昭和50年3月高知県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

高知県教育長の営利企業等の従事制限に係る地位を定める規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第10号

高知県教育長の営利企業等の従事制限に係る地位を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき、高知県教育長の営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（高知県教育委員会の許可を受けなければ兼ねることができない地位）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の人事委員会規則で定める地位は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の顧問、評議員その他これらの職に準ずる職とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

営利企業等の従事制限の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第11号

営利企業等の従事制限の基準に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限の基準に関する規則（昭和26年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

第2条の見出しを「（任命権者の許可の取消し）」に改め、同条中「前条の許可」を「法第38条第1項の許可」に、「の基準に反すると認められる場合には、その許可」を「に規定する許可の基準に適合しなくなったと認められる場合は、当該許可」に改め、同条を第4条とする。

第1条の見出し中「許可」を「任命権者の許可」に改め、同条第1項中「地方公務員法（以下「法」という。）」を「法」に、「規定に基き」を「規定に基づき」に、「顧問、評議員その他これらに準ずる職」を「若しくは前条に規定する地位」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号及び第2号中「虞がある」を「おそれがある」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げる場合のほか、」に改め、同条第2項中「規定に基き」を「規定に基づき」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「適当を欠くと」を「適当でない」とに改め、同条を第3条とし、同条の前に次の2条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、職員の営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者の許可を受けなければ兼ねることができない地位）

第2条 法第38条第1項の人事委員会規則で定める地位は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（次条第1項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の顧問、評議員その他これらの職に準ずる職とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員との給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志
高知県人事委員会規則第12号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表教育委員会の項4種の欄中「特別支援学校長」

を
「特別支援学校長
義務教育学校長」

に改め、同項5種の欄中「特別支援学校副校長」

を
「特別支援学校副校長
義務教育学校副校長」

に、
「特別支援学校教頭」

を
「特別支援学校教頭
義務教育学校教頭」

に改める。
別表第2の1中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同表の5の(1)の表中「第79条」を「第79条、第79条の8」に、「同令第104条第1項」を「同令第79条の8、第104条第1項」に、

中学校	教務主任 学年主任 研究主任 人権教育主任 生徒指導主事
-----	--

を

中学校	教務主任 学年主任 研究主任 人権教育主任 生徒指導主事
-----	--

義務教育学校	教務主任 学年主任 研究主任 分校主任 人権教育主任
--------	--

	生徒指導主事
--	--------

に改め、「上記」を削り、「任命権者の」を「任命権者が」に改める。

別表第3の3の表1の項(1)中「高速自動車国道」を「高速自動車国道又は自動車専用道路（国道493号の安芸郡北川村柏木から同郡奈半利町芝崎までの区間を除く。以下この表の3の表において同じ。）」に改め、同表2の項(2)及び3の項(1)中「高速自動車国道」を「高速自動車国道又は自動車専用道路」に改める。

別表第4中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第13号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第19の表1 大学卒の六 大学4卒の項(17)中「若しくは職業能力開発総合大学校」を削り、「長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程、旧職業訓練大学校の長期課程、長期指導員訓練課程及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程）を「特定応用課程（旧応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び長期指導員訓練課程）」に改め、同表4 中学卒の中学卒の項(1)中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

別表第21備考4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志
高知県人事委員会規則第14号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び効力」を削り、同条第1項中「職員」を「、職員」に改め、同条第2項を削る。

第2条第1項中「その組織上の地位」を「その職制上の段階」に改める。

第3条中「次のとおりとする」を「法第15条の2第1項第1号及び第2号に定めるところによる」に改め、同条各号を削る。

第5条第6号中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

第10条第4号を次のように改める。

(4) 人事評価

第11条第1項中「高知県公報、」を「人事委員会のホームページへの掲載及び」に改める。

第14条第1項中「勤務成績」を「人事評価」に改める。

第14条の2第2項第1号エを削り、同号オを同号エとし、同号カ中「オまで」を「エまで」に改め、同号カを同号オとする。

別表第2中「市町村立小・中学校事務職員」を「市町村立小・中学校等事務職員」に、「市町村立小・中学校栄養職員」を「市町村立小・中学校等栄養職員」に改める。

別表第3中「中学校以上」を「中学校以上又は同法第49条の4に規定する義務教育学校以上」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第15号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この規則の」を削り、同条中「職員（）」を「、職員（）」に改める。

第2条の見出し中「、保管」を「及び保管」に改める。

第3条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「次条」を「次条第1項」に改め、同条第3号中「、在学」を「在学」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第4号及び第5号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第7号中「勤務評定」を「人事評価」に、「必要と」を「必要があると」

に改め、同条第10号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第12号中「第49条」を「第49条第1項及び第3項」に改め、同条第13号中「営利企業等の従事制限の基準に関する規則」を「高知県職員の営利企業への従事等の制限に関する規則」に改め、同条第15号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第16号中「前各号のほか」を「前各号に掲げるもののほか」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第4条第1項ただし書中「特別の」を「、特別の」に、「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

第6条の見出し中「、送付」を「及び送付」に改め、同条第1項中「旧任命権者は、」を「、旧任命権者は、」に、「人事記録カードの写し」を「、人事記録カードの写し」に改め、同条第2項中「当該職員」を「、当該職員」に改める。

付則第2項中「この規則施行の日」を「この規則の施行の日」に改め、付則第3項中「および市町村立小学校並びに中学校」を「並びに市町村立（市町村の組合立を含む。）の小学校、中学校及び義務教育学校」に、「当分の間」を「、当分の間」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第16号

高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和37年高知県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第8項の規定」に改める。

第3条第1号中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改め、同条第10号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中第18号を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 退職管理に関すること。

第4条第13号中「研修及び勤務成績の評定」を「人事評価及び研修」に改め、同条第14号を削る。

第6条第1項中「所属職員」を「、所属職員」に改め、同条第2項中「事務局長に」を「、事務局長に」に、「、又は」を「又

は」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に改める。
第7条中「事務局長」を「、事務局長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第17号

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「給与」を「人事評価、給与」に、「及び」を「、研修、」に改め、同条第20号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第3条中「重要と」を「重要であると」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第4号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第5を次のように改める。

別表第5

小学校・中学校等教育職給料表級別職務区分表

適用区分	級	職務
小学校 中学校 義務教育学校	1級	講師 助教諭 養護助教諭
	2級	教諭 養護教諭 栄養教諭
	特2級	主任教諭 指導教諭
	3級	副校長 教頭
	4級	校長

備考 職務の級が1級の職員であって職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第14小学校・中学校等教育職給料表級別資格基準表中の「別に定める」の定めに応ずる職員については、その者の属する職務の級の1級上位の級とすることができる。